

参考図表編

(表 - 1) 新しい地域への病害虫の侵入事例

侵入した病害虫	侵入を受けた地域	被害・防除経費等
ジャガイモ疫病	ヨーロッパ大陸 アイルランド (1845年)	4年間で約100万人の餓死者と多数の移民を生じる。
ブドウフィロキセラ (ブドウネアブラムシ)	米国 フランス(1859年)	ワイン生産に大打撃。ドイツを中心に国際条約を締結し、植物検疫を開始する。
マメコガネ	日本 米国(1911年)	1925年には360万 ha に広がり、ダイズやジャガイモに甚大な被害をもたらす。
タバコベと病	豪州 ヨーロッパ(1957年)	タバコの被害率60～80%。被害総額約120億円(1959～1963)。
カンキツトリステザ病	南ア、豪州 南米(アルゼンチン、ブラジル)	侵入後約20年間で2,000万本のカンキツ樹が枯死。
ミカンコミバエ・ウリミバエ	東南アジア 日本(南西諸島)	根絶のため18年間、約50億円(ミカンコミバエ)及び22年間、約204億円(ウリミバエ)を要した。

(図 - 1) ウリミバエの根絶について

ウリミバエは体長 8 mm 位のハエの一種で、キュウリ、メロン、スイカ、カボチャ、ニガウリ等のウリ類、インゲン、トマト、ピーマン、ナス、パパイア、マンゴウ等の果菜類、生果実の大害虫として知られている。

この虫が果実に寄生すると腐敗・落下し、ひどい場合には収穫皆無となる。未発生国では最も恐ろしい害虫としてその侵入を警戒し、厳しい検疫体制をとっている。発生地域は、中国、東南アジア、ハワイ等である。

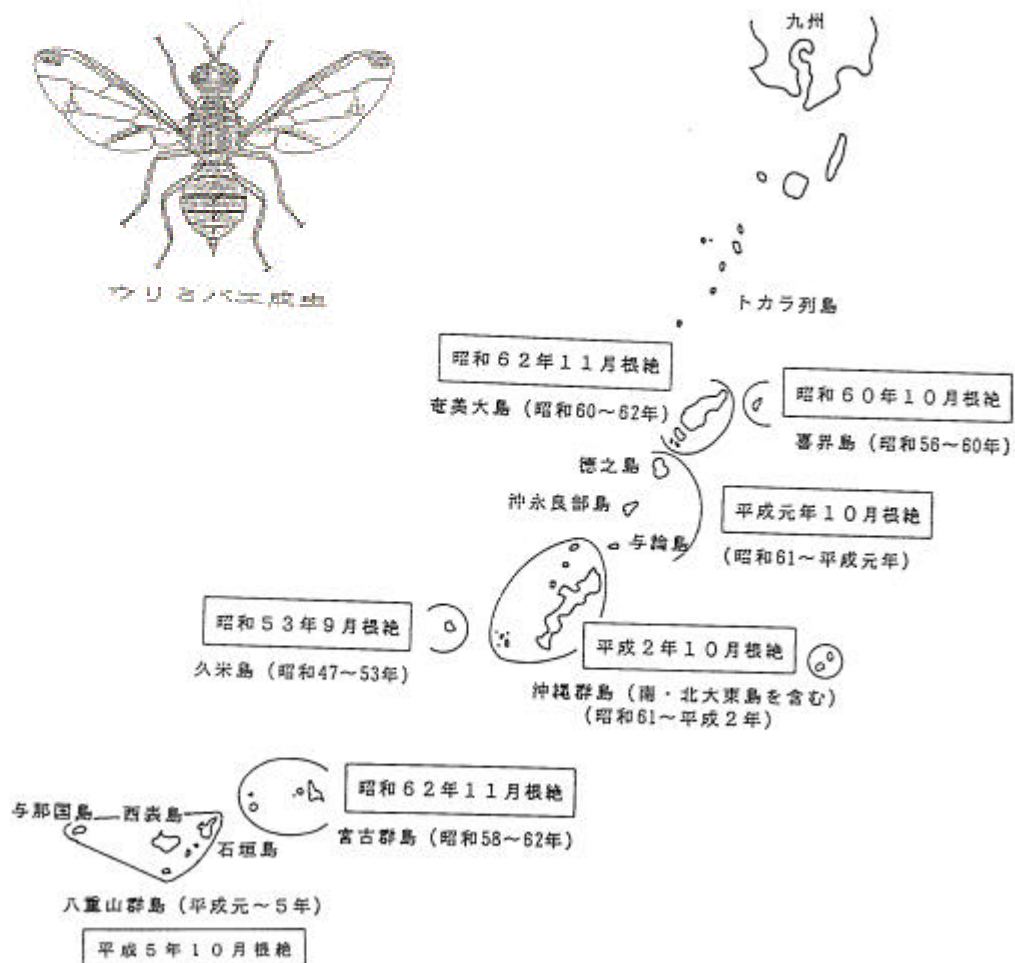
我が国では、大正 8 年に八重山群島で発見されて以来北上し、沖縄、奄美群島に広がった。

国は本土への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法に基づき、寄主植物の国内移動を規制する一方、昭和 47 年から不妊虫放飼法による根絶事業を開始し、平成 5 年 10 月、根絶を達成した。

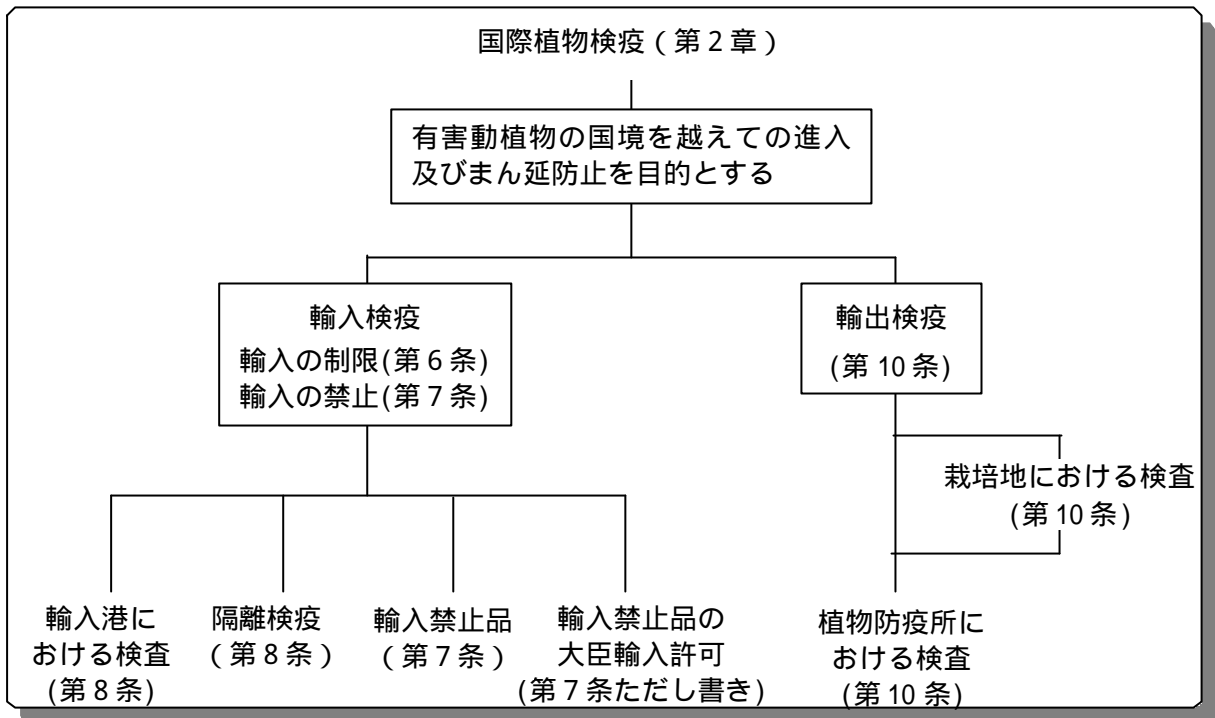
根絶防除実施期間：昭和 47 年から平成 5 年（22 年間）

防除費：約 204 億円（人件費を除く直接防除費のみ）

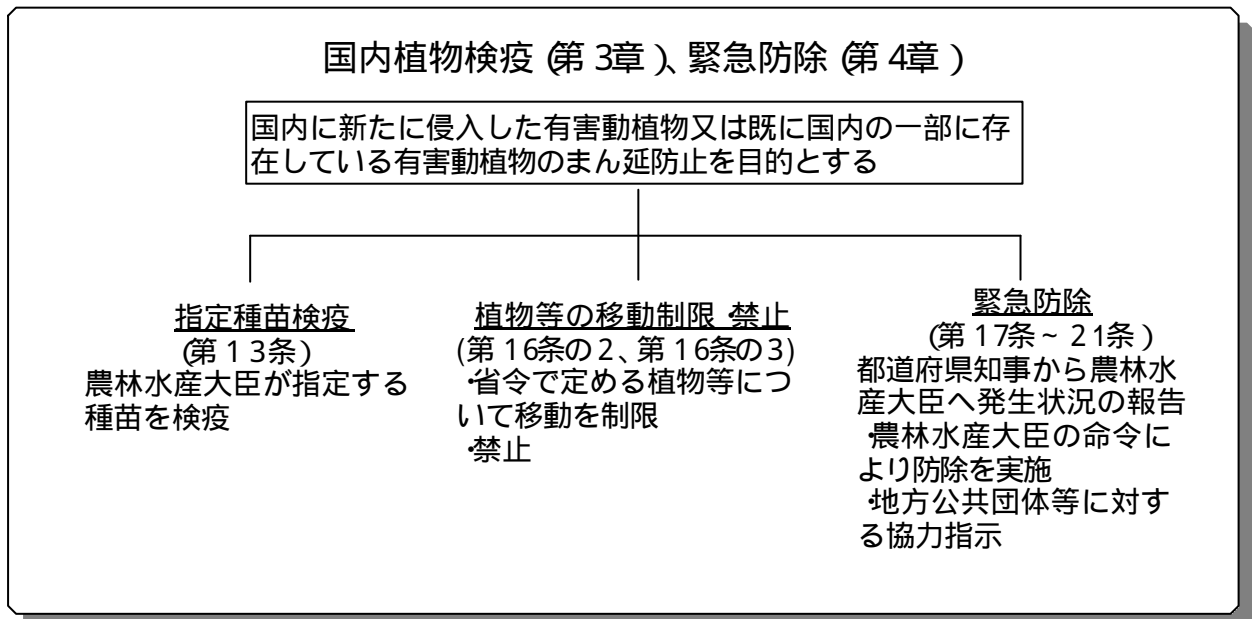
従事者数：延べ 44 万人



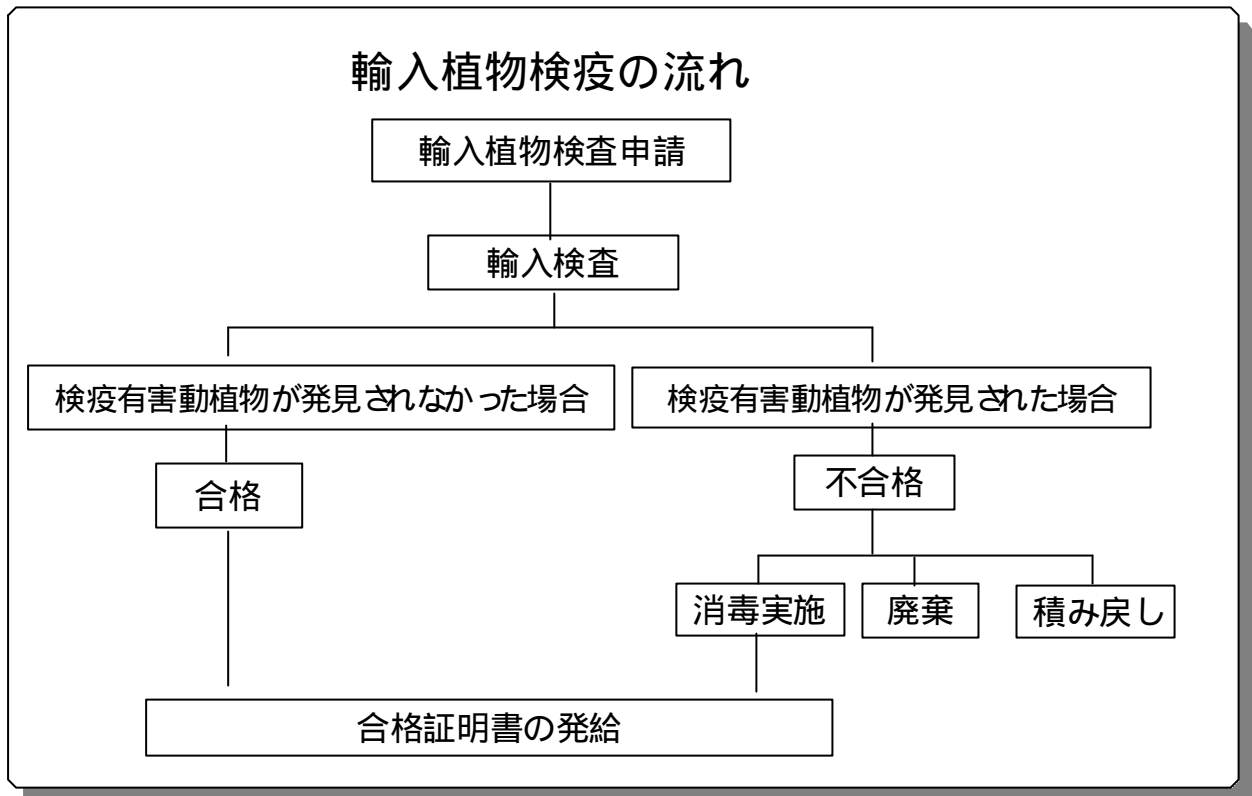
(図 - 2) 国際植物検疫の概要



(図 - 3) 国内植物検疫・緊急防除



(図 - 4) 輸入植物検疫



(表 - 2)

検疫の対象とならない植物の例 (輸入植物検疫規程第 6 条)

<p>製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品 籐及びコルク 麻袋、綿、綿布、へちま製品、紙、ひも、綱等の繊維製品及び粗繊維 (原綿を含む。) であつて植物の包装材料として使用されたことのないもの。 製茶、ホップの乾花及び乾たけのこ 発酵処理されたバナラビーン 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物 あんず、いちじく、かき、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイン アップル、バナナ、パパイア、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゆうがんの乾果 ココヤシの内果皮を粒状にしたもの 乾燥した香辛料であつて小売用の容器に密封されているもの</p>
--

(表 - 3) 輸入が禁止されている植物一覧

地域	主な植物	対象病害虫
ヨーロッパ、中 南アメリカ(チリを除く)、オーストラリア(タスマニアを除く)、ハワイ、アフリカ、中近東など	ほとんどの生果実、果菜類(ただし、パインアップル、ココヤシなど一部を除く。)	チチュウカイミバエ
アジア(朝鮮半島を除く)、ハワイ、ミクロネシア、パプアニューギニアなど	熱帯果実類、カンキツ類、リンゴ、ナシ、ブドウ、モモ、オランダイチゴ、トマトなどの生果実(ただし、パインアップル、ココヤシ、ドリアンなど一部を除く。)	ミカンコミバエ種群
オーストラリア(タスマニアを除く)、パプアニューギニアなど	カンキツ類、熱帯果実類、リンゴ、ナシ、キウイフルーツ、ナツメヤシなどの生果実(ただし、パインアップル、ココヤシ、ドリアンなど一部を除く)	クインスランドミバエ
アジア(朝鮮半島を除く)、ハワイ、ミクロネシア、パプアニューギニアなど	カボチャ、スイカ、メロンなどのウリ科植物の生茎葉及び生果実、並びにインゲンマメ、トマト、パパイヤ、マンゴウなどの生果実(ただし、パインアップル、ココヤシ、ドリアンなど一部を除く。)	ウリミバエ
ヨーロッパ、ロシア、北 南アメリカ、オーストラリア(タスマニアを含む)、ニュー・ジーランド、アフリカ、中近東、中国、インドなど	リンゴ、ナシ、モモ、サクランボなどの生果実、穀付きクルミ	コドリガ
アジア(朝鮮半島を除く)、アフリカ、北アメリカ(カナダを除く)、南アメリカ、ハワイ、ニュー・ジーランドなど	サツマイモ属、アサガオ属、ヒルガオ属の生茎葉及び生塊根等の地下部、キャッサバの生塊根等の地下部	アリモドキゾウムシ
中国、北アメリカ(カナダを除く)、南アメリカ、ニュー・ジーランド、ハワイなど	サツマイモ属、アサガオ属、ヒルガオ属の生茎葉及び生塊根等の地下部	イモゾウムシ
ヨーロッパ、ロシア、南アフリカ、アメリカ、カナダ、チリなど	ナス科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	じゃがいもがんしゅ病
ヨーロッパ、北アメリカなど	キャベツ、アザミ属植物、モウズイカ属植物及びナス科植物の生茎葉	コロラドハムシ
ヨーロッパ、北アメリカ、アルゼンティン、イスラエル、インドなど	アカザ属植物及びナス科植物の生塊茎等の地下部	ジャガイモシストセンチュウ
ヨーロッパ、カナダ、インドなど	ナス科植物の生塊茎等の地下部	ジャガイモシロシストセンチュウ
ヨーロッパ、アメリカ、カナダ、メキシコ、イスラエル、オーストラリア(タスマニアを除く)など	ナス科植物の生茎葉及び生果実	タバコベと病菌
アメリカ、ハワイ	カンキツ類、パインアップル、アンズリュウム属植物等の生植物の地下部	カンキツネモグリセンチュウ
ヨーロッパ、北アメリカ、ニュー・ジーランドなど	オオムギ属植物、コムギ属植物、ライムギ属植物、カモジグサ属植物の茎葉	ヘシアンバエ
海外の全地域(朝鮮半島及び台湾を除く)	イネワラ、イネモミ	日本に産しないイネの病害虫
ヨーロッパ、北アメリカ、中近東、ニュー・ジーランドなど	リンゴ、ナシ、サンザシ、ピラカンサなどのバラ科植物の生植物	火傷病菌

注 植物防疫法施行規則(別表2)から抜粋

(表 - 4) 隔離検疫の対象植物・検査方法・発見ウイルス等(平成10～14年)

対象植物		検査方法	発見ウイルス等	検査数量 (平成10年～14年)
果樹類	カンキツ類、リンゴ、ナシ、ブドウ、パイナップル、オランダイチゴ等	病徴、電子顕微鏡、検定植物、抗血清、遺伝子解析	Prunus necrotic ringspot virus、Hyacinthmosaic virus、Grapevine leafroll virus、Citrus tristeza virus、Grapevine fleck virus、Citrus greening disease 等	219,599個
イモ類	バレイショ塊茎、サツマイモ	"	Sweet potato leaf speckling virus、Potato virus Y	166個
サトウキビ類	生茎葉及び地下部	"	Sugarcane mosaic virus	144個
花き球根類	ユリ、チューリップ、ヒヤシンス、グラジオラス等	"	Narcissus mosaic virus、Bean yellow mosaic virus、Tulip breaking virus、Narcissus yellow stripe virus、Iris severe mosaic virus、Corynebacterium flaccumfaciens pv.oortii 等	103,234,492個

(表 - 5) 栽培地検査要求植物(植物防疫法施行規則第5条の4関係)

地 域	植 物	検疫有害動植物
1. イスラエル、イラク、イラン、ジョルダン、大韓民国、トルコ、パキスタン、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、連合王国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。) 旧ソヴィエト連邦、旧チェコスロヴァキア、旧ユーゴスラヴィア、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。) カナダ、メキシコ、チリ、オーストラリア	しよくようだいおう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供しうるもの	テンサイシストセンチュウ
2. インド、オランダ、フィンランド、連合王国、旧ソヴィエト連邦、アメリカ合衆国、メキシコ、アルゼンティン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリヴィア	オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、トマト、ばれいしょ、マミラリア・ピビバラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供しうるもの	ニセネコブセンチュウ
3. インド、インドネシア、オマーン、シンガポール、スリ・ランカ、タイ、パキスタン、フィリピン、マレーシア、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、連合王国、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、ザイール、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、象牙海岸共和国、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、エル・サルヴァドル、カナダ、キューバ、グアテマラ、グアドループ島、コスタ・リカ、ジャマイカ、セント・ヴィンセント、セント・ルシア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ペリーズ、マルチニーク島、メキシコ、ヴェネズエラ、エクアドル、コロンビア、スリナム、ブラジル、ペルー、オーストラリア、トンガ、西サモア、パプア・ニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	アボカド、うこん、おくら、けいとう、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかんな、だいしょ、ちや、とうもろこし、ばれいしょ、びんろうじゆ、らつかせい(さやのない種子を除く。)、アンスリウム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよ属植物、パショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供しうるもの	バナナネモグリセンチュウ
4. インド、台湾、イタリア、オランダ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、連合王国、旧ソヴィエト連邦、旧チェコスロヴァキア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンティン、オーストラリア、ニュー・ジーランド、ハワイ諸島	えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの	えんどう萎ちよう病菌
5. トルコ、ギリシャ、ハンガリー、ブルガリア、ベルギー、ルーマニア、旧ソヴィエト連邦、旧ユーゴスラヴィア、テュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、コロンビア、オーストラリア	いんげんまめの種子であつて栽培の用に供するもの	いんげんまめ萎ちよう細菌病菌
6. アメリカ合衆国、グアム	すいかの種子であつて栽培の用に供するもの	すいか果実汚斑細菌病菌
7. ヴィエトナム、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、マレーシア、イタリア、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、コスタ・リカ、プエルトリコ、メキシコ、ガイアナ、ブラジル、ペルー	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	とうもろこし萎ちよう細菌病菌
8. アメリカ合衆国	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	とうもろこし葉枯細菌病菌
9. シリア、中華人民共和国、レバノン、イタリア、オーストラリア、ドイツ、ポーランド、連合王国、エジプト、スーダン、テュニジア、モロッコ、オーストラリア	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	ソラマメステインウイルス及びソラマメトゥルーモザイクウイルス

(図 - 5)

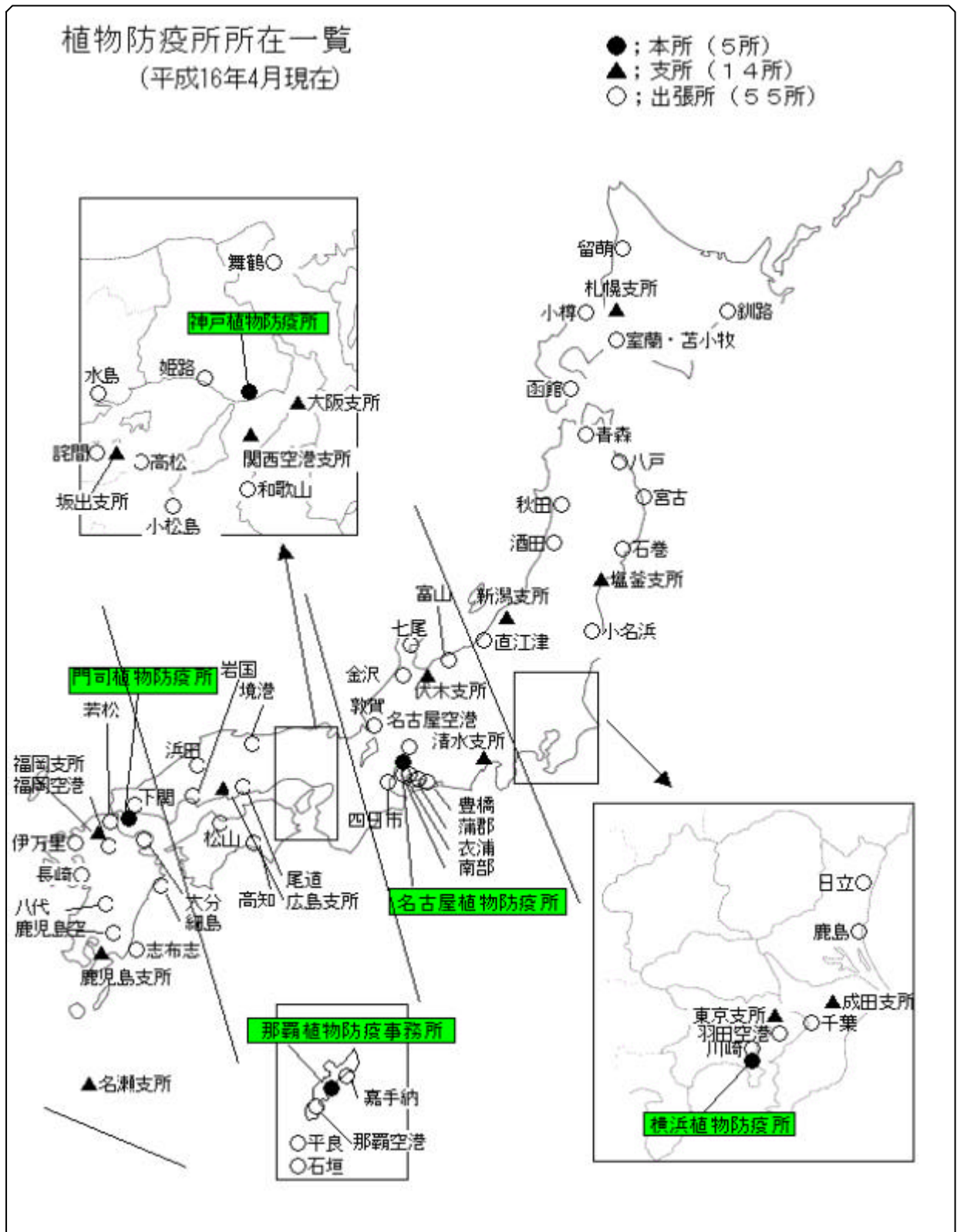


図 - 6

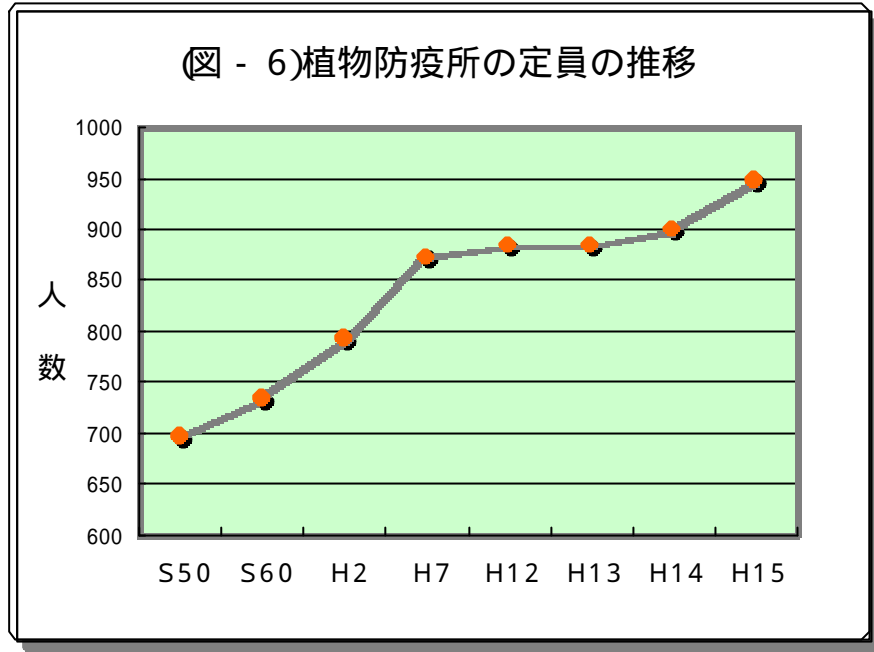
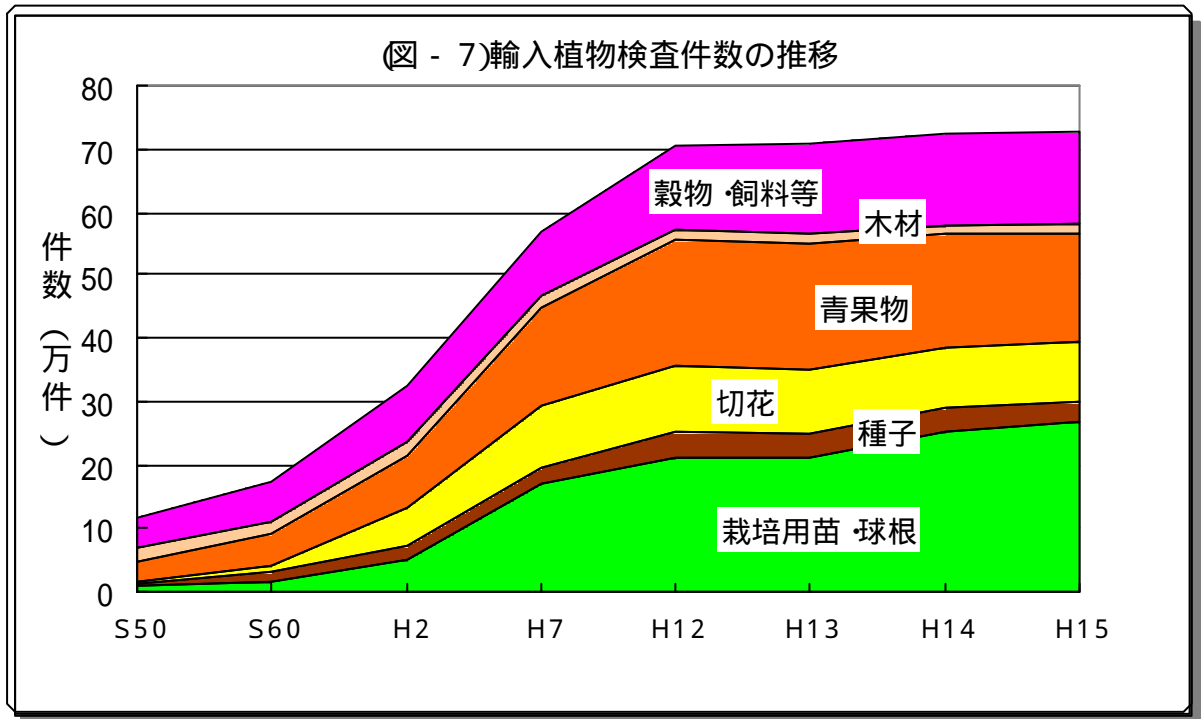
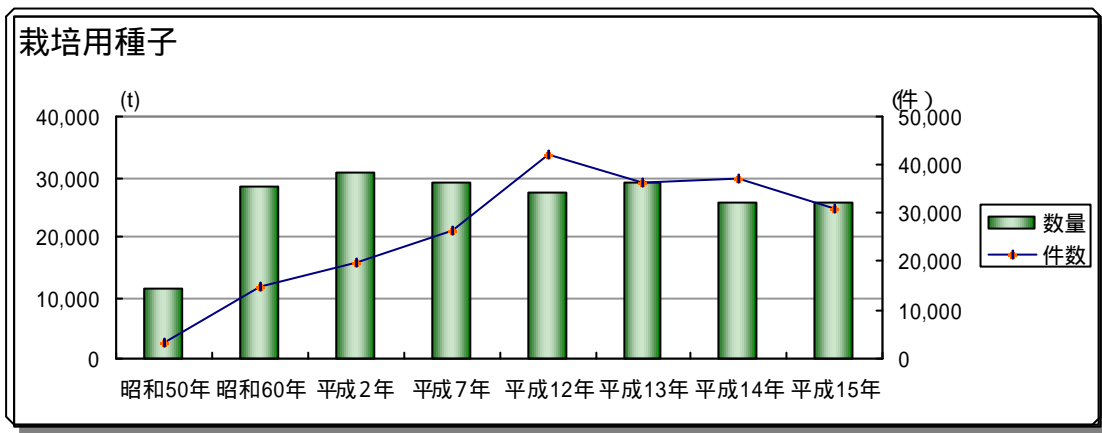
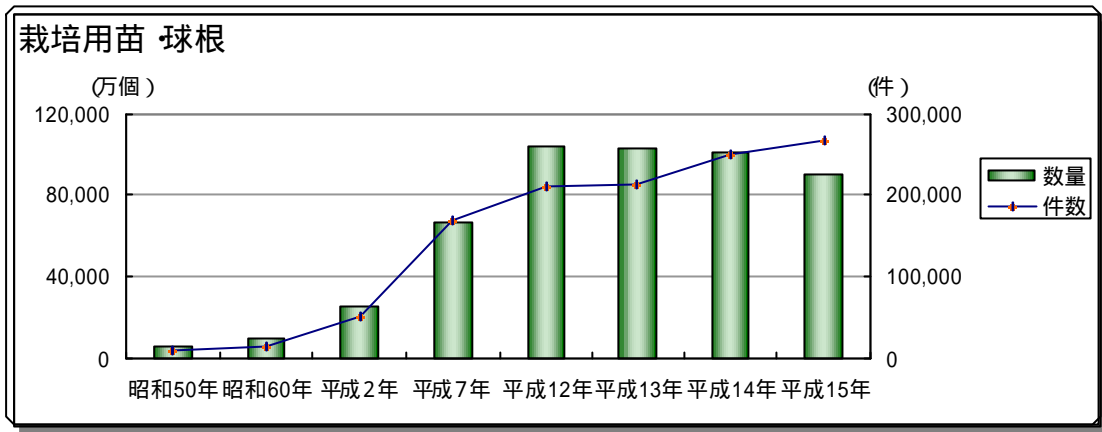


図 - 7



(図 - 8) 輸入植物検疫実績の推移 栽培用苗・球根 (上) 栽植用種子 (下)



(表 - 6) 輸入植物の検査数量、消毒・廃棄数量 (貨物 平成15年)
栽培用苗・球根、栽植用種子

品目	検査数量	消毒・廃棄数量
栽培用苗・球根	90,966 (万個)	2,689 (万個)
栽培用種子	25,589 (トン)	189 (トン)

図 - 9

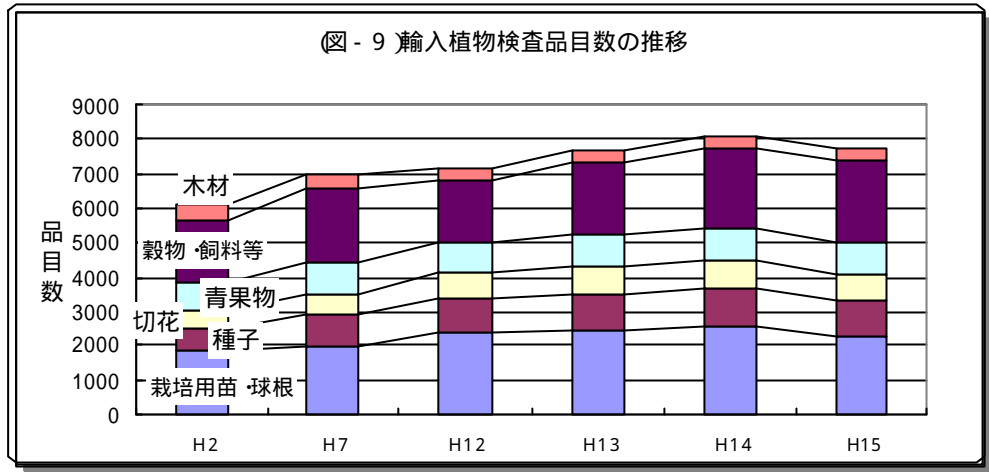
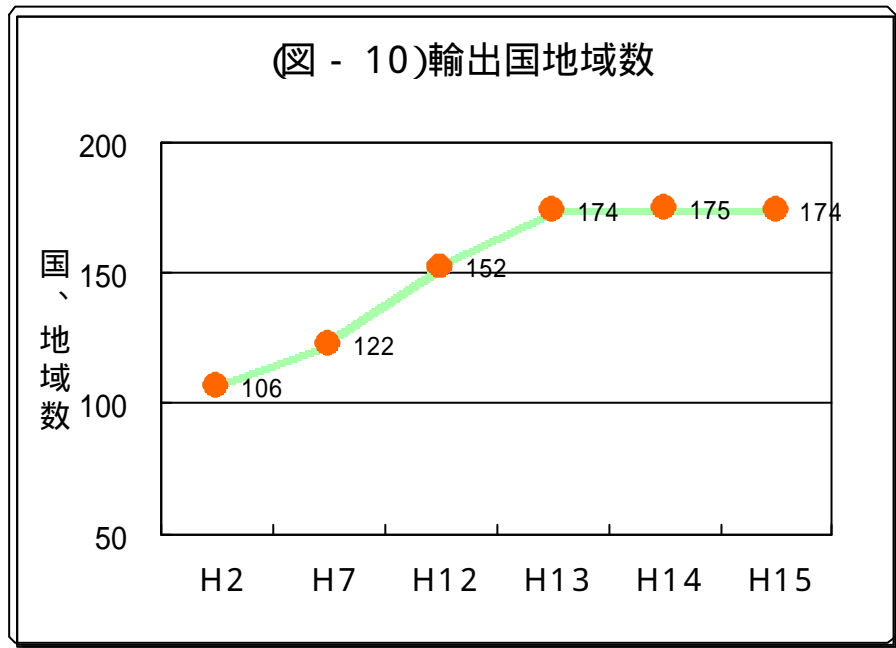
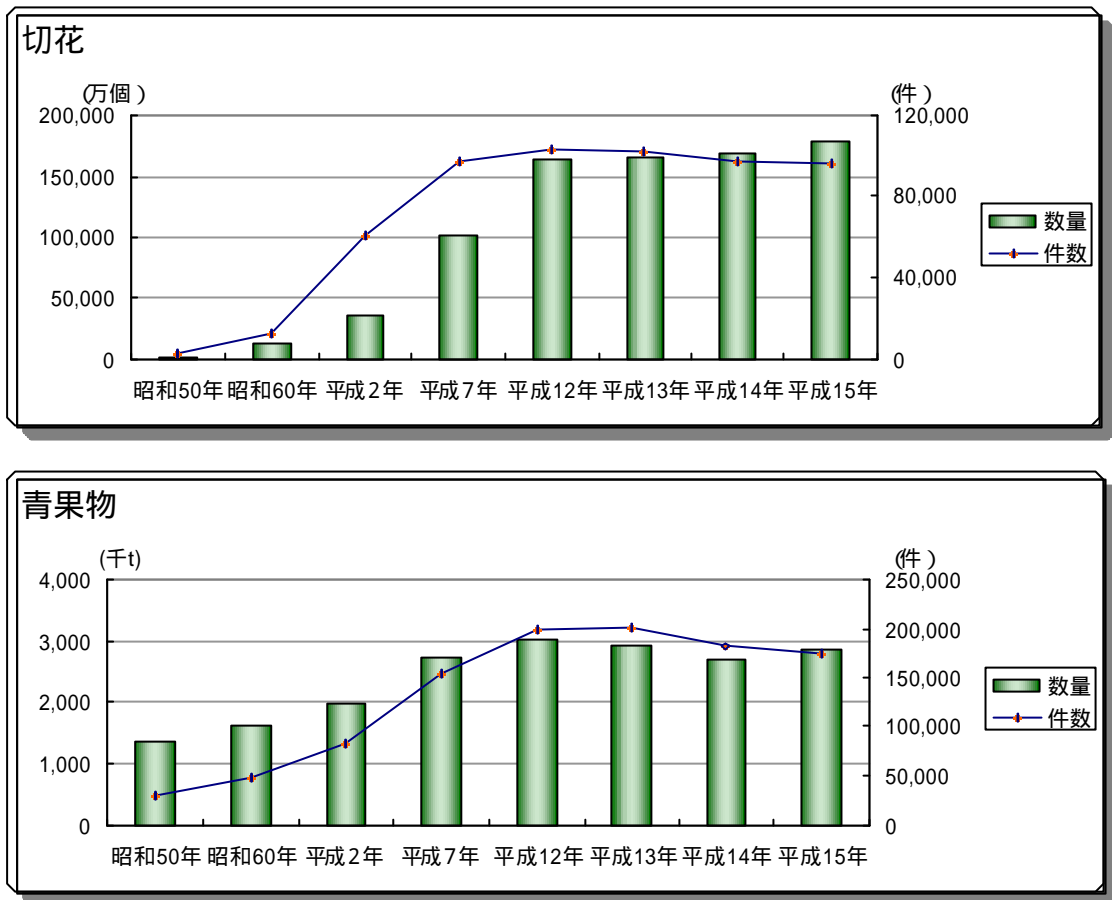


図 - 10



(図 - 11) 輸入植物検疫実績の推移 切花(上) 青果(下)



(表 - 7) 輸入植物の検査数量、消毒・廃棄数量 (貨物 平成15年)
切花・青果

品目	検査数量	消毒・廃棄数量
切花	179,269 (万個)	31,367 (万個)
青果物	2,832 (千トン)	1,592 (千トン)

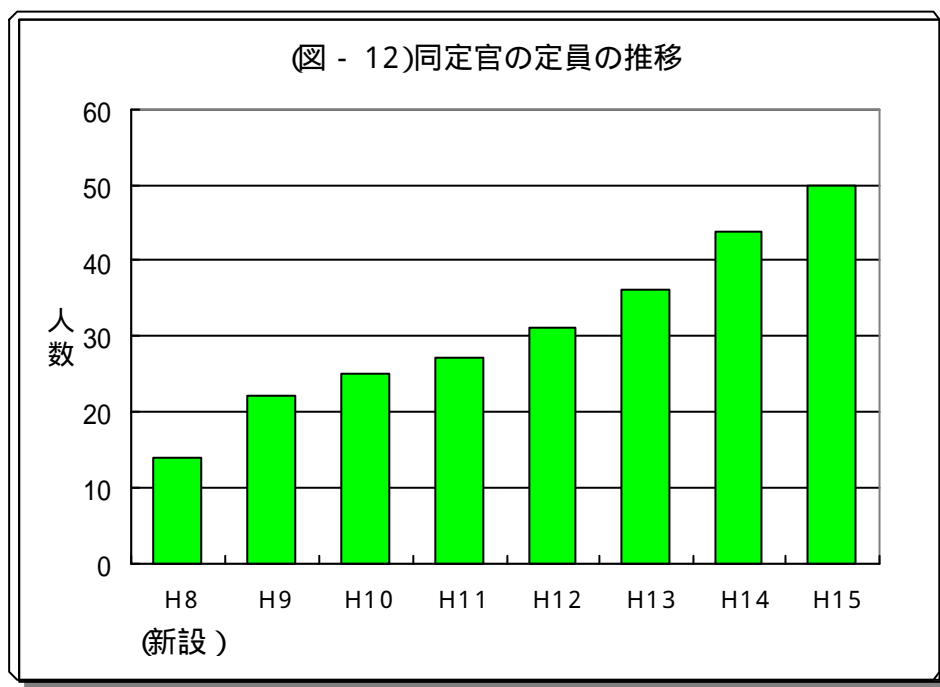
(表 - 8) 直近5年間(平成10年~14年)の輸入植物検査で全て合格となった品目

区分	主な品目	品目数	平成10~14年の 検査件数(件)
生鮮青果物	ウメ、ジュンサイ、クログ ワイ等	5	1,974
冷凍青果物	冷凍果実(アセロラ、ブドウ 等)、冷凍野菜(ゴボウ、レ ンコン等)	114	25,717
嗜好香辛料・薬染 料等	タバコ属、カラシナ、乾燥 ニンニク等	240	30,122

(表 - 9) 輸入植物の検査方法・発見病虫害(例)・消毒方法(例)

植物区分	主な検査方法	発見病虫害(例)	消毒方法(例)
種苗類	肉眼検査 篩別検査 検鏡検査 培養検査 抗血清検査 プロッター検査 ベールマン法検査	アブラムシ類、カイガラムシ類、ゾウムシ類、メイガ類、コナジラミ類、さび病菌、炭疽病菌、疫病菌、軟腐病菌、かいよう病菌、シストセンチュウ類	くん蒸、選別、廃棄、返送
切り花 生果実 野菜	肉眼検査 検鏡検査 培養検査	アザミウマ類、アブラムシ類、カイガラムシ類、さび病類、炭疽病菌、軟腐病菌	くん蒸、選別、廃棄、返送
穀類 豆類 嗜好香辛料	篩別検査 肉眼検査	マメゾウムシ類、麦核病菌、菌核病菌	くん蒸、加工消毒、選別、廃棄
雑品類 (ピート等)	肉眼検査 篩別検査 ベールマン法検査 焼土法検査	センチュウ類 混入土壌	廃棄 返送
木材	肉眼検査(剥皮、切断)	カミキリムシ類、キクイムシ類	くん蒸、浸漬

図 - 12



(表 - 10) 現在までに開発し、実用化した検査技術・消毒技術
検査技術

項目	具体的事例
簡易同定法・検査法の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要なミバエ成虫の識別法 ・ 重要なミバエ幼虫の識別法 ・ 輸入植物から発見される微小害虫とその見分け方 ・ 種子伝染病原糸状菌同定マニュアル ・ スイカ種子からのスイカ果実汚斑細菌病の検出 ・ スイ - トピー帯化病菌の選択培地による検出 ・ 隔離検疫におけるカンキツウイロイド病の検定 ・ カンキツグリーリング病の PCR による検出法 ・ 等電点電気泳動法によるタバコシストセンチュウの簡易同定法
発生調査法の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCR 法によるミバエ類の診断技術の開発

消毒技術

項目	具体的事例
防除技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ キンケクチプトゾウムシ等の防除技術 ・ 臭化メチルくん蒸の CT 値によるくん蒸効果確認方法及び品種間殺虫効果比較試験方法の導入
くん蒸技術の開発及びくん蒸基準の新設・改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素による貯穀害虫のくん蒸基準の新設 ・ 倉庫、サイロのくん蒸施設の新規格付け ・ 少量貨物に対する薬量基準の新設 ・ 臭化メチル代替剤（フッ化スルフリル、メチルイソシアネート、リン化マグネシウム等）の開発及び効果確認

(表 - 11) 植物検疫措置に関する国際基準の例 (2004年 4月現在)

病害虫危険度解析に関するガイドライン (1995年11月 FAO 承認)
検疫有害動植物のための病害虫危険度解析 (2001年 4月 ICPM 承認)
植物検疫用語集 (2002年 3月改訂版 ICPM 承認) 付録 No.1規制有害動植物のための
の公的防除の概念の解釈と適用に関するガイドライン (2001年 4月 ICPM 承認)

(表 - 12) ICPM (IPPC 暫定委員会) による「公的防除」の定義並びに
その概念の解釈及び適用のためのガイドラインにおける要件

定義

検疫有害動植物の撲滅若しくは封じ込めを目的とする、又は規制非検疫有害動植物の
管理のための、強制的な植物検疫規則の積極的な実施及び強制的な植物検疫手続きの
適用

要件

一般的要件として撲滅若しくは封じ込めを目的とし強制の要素を持つことなどが
規定されるとともに、
適用上の要件として「内外無差別」、「透明性」及び「技術的な根拠 (病害虫が発
生した際の危険度評価)」などが規定

(表 - 13) 米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関するW T O紛争経緯

1 . パネル審議

パネル設置

平成14年6月、米国は、りんご生果実が火傷病を伝搬する可能性はなく、日本が要求している以下の検疫措置は科学的証拠がなく、S P S協定に違反しているとしてW T Oパネルに提訴。

- a. 火傷病完全無病園地の指定
- b. 輸出園地の周囲に500m幅の緩衝地帯を設置
- c. 年3回(開花期、幼果期、収穫期)の園地検査の実施
- d. 果実の表面殺菌

会合

第1回パネル会合：平成14年10月21及び22日

第2回パネル会合：平成15年1月13、14及び16日

報告

平成15年7月15日、以下の内容のパネル報告がW T O事務局から加盟国に配布され公表。

- ・ 日本の措置は過剰であり、十分な科学的証拠なしに衛生植物検疫措置を維持してはならないとするS P S協定第2条2の義務に違反している。
- ・ 日本の措置は、科学的証拠が不十分な場合における暫定的な措置としてのS P S協定第5条7の要件を満たしていない。
- ・ 日本のP R Aは、解析の対象をりんご果実に限定せず、また、現行措置と適用可能な他の措置との比較を行っていないこと等から、日本の措置は、S P S協定第5条1の意味での危険度評価に基づいて実施されていない。

2 . 上級委員会審議

申立て

平成15年8月28日、パネル報告について日本から上級委員会に申立て。

会合

平成15年10月13日、上級委員会会合開催。

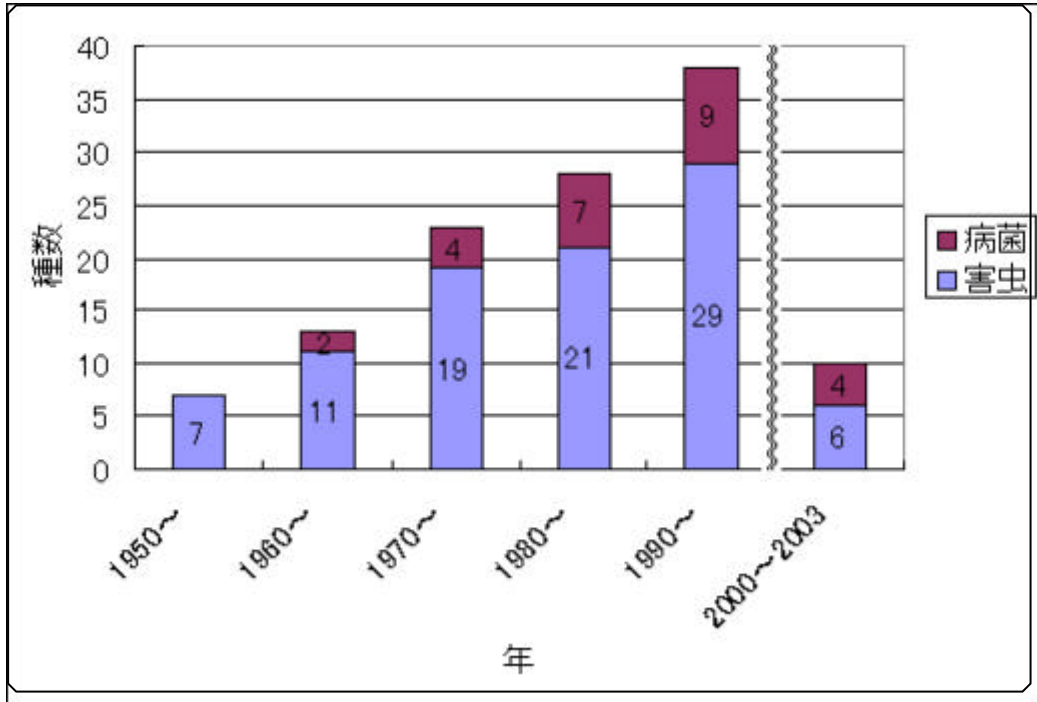
報告

平成15年11月26日、パネルの判断を支持する旨の上級委員会報告がW T O事務局から加盟国に配布され公表。

3 . W T O勧告

平成15年12月10日、W T O紛争解決機関から日本に対し、日本の措置をS P S協定に整合させるよう勧告。

(図 - 13) 新たな発見病害虫数の推移



(図 - 14) 木材こん包材

パレット



木枠、木箱



(表 - 14)

条件付き輸入解禁植物

国(地域)名	対象植物(品目)	解禁年月	輸入実績(t)		消毒又は処置	対象病害虫
			平成13年	平成14年		
アメリカ合衆国 (本土)	さくらんぼ	昭和53年1月	16,843	13,993	臭化メチルくん蒸	コドリンガ
	梨付クルミ	昭和61年4月	159	203		
	ネクタリン	昭和63年6月	37	9		
	せいようすもも	平成13年3月	77	0		
	りんご	平成6年8月	457	0	低温処理 + 臭化メチルくん蒸	コドリンガ、火傷病菌
	乾草	昭和54年7月	166,200	170,833	燐化水素くん蒸	ヘシアンバエ
ハワイ諸島	トマト	平成11年9月	0	0	寄主植物から除外	タバコベト病
	ハバイヤ	昭和44年4月	3,631	2,929	蒸熱処理	チチュウカイミバエ、ウリミバ
カナダ	マンゴウ	平成12年5月	0	0	臭化メチルくん蒸	ミカンコミバエ種群
	さくらんぼ	昭和57年6月	0	0		
ニュー・ジージラント	トマト	平成11年9月	0	0	寄主植物から除外	タバコベト病
	乾草	平成9年12月	830	829	燐化水素くん蒸	ヘシアンバエ
	さくらんぼ	昭和60年9月	3	5	臭化メチルくん蒸	コドリンガ
台湾	ネクタリン	昭和63年12月	0	0	臭化メチルくん蒸 + 低温処理	コドリンガ、火傷病菌
	りんご	平成5年6月	0	0		
	ポンカン	昭和44年11月	56	57	低温処理	ミカンコミバエ種群
	ボメロ	平成11年12月	0	1	蒸熱処理	ミカンコミバエ種群、ウリミバ
	マンゴウ	昭和51年6月	106	123		
れいし	昭和55年4月	286	1	蒸熱処理 + 低温処理	ミカンコミバエ種群	
中国	ぶどう	平成9年12月	119	55	低温処理	
	れいし	平成6年4月	800	1,131	蒸熱処理 + 低温処理	ミカンコミバエ種群
	メロン	昭和63年3月	91	237	無発生地域指定	ウリミバエ
	いねわら 豊床	平成8年2月	3,705	1,090	乾熱処理(豊床)	日本に産しないイネの病害
フィリピン	いねわら	平成11年7月	220,498	66,045	蒸熱処理	
	マンゴウ	昭和50年7月	5,392	5,652	蒸熱処理	ミカンコミバエ種群、ウリミバエ
タイ	ハバイヤ	平成6年4月	3,339	3,792	蒸熱処理	ミカンコミバエ種群
	マンゴウ	昭和62年3月	491	612		
イスラエル	マンゴスチン	平成15年4月	0	0	蒸熱処理	ミカンコミバエ種群
	オレンジ	昭和47年6月	0	0	低温処理	チチュウカイミバエ
	グレープフルーツ	昭和47年6月	66	0	蒸熱処理	チチュウカイミバエ
	スウィーティ	平成2年3月	9,770	7,435		
	ボメロ	平成10年12月	230	70		
かき	平成15年11月	0	0			
南アフリカ共和国	オレンジ	昭和45年6月	10,011	8,115	低温処理	チチュウカイミバエ
	グレープフルーツ	昭和46年4月	48,420	52,159	蒸熱処理	チチュウカイミバエ
	レモン	昭和46年4月	3,074	4,167		
スワジランド王国	オレンジ	昭和48年6月	263	261	低温処理	チチュウカイミバエ
	グレープフルーツ	昭和48年6月	6,355	5,489		
スペイン	レモン	昭和63年12月	99	207	低温処理	チチュウカイミバエ
	オレンジ	平成8年9月	1,216	1,669	蒸熱処理	チチュウカイミバエ
	クレメンティン	平成16年1月	0	0		
コロンビア	イエローピタヤ	平成11年4月	24	6	蒸熱処理	チチュウカイミバエ
オランダ	トマト	平成5年2月	52	17	無発生施設指定	チチュウカイミバエ
	ピーマン		0	0		
	おらんだいちご	平成10年2月	0	0		
	きゅうり		0	0		
	とうがらし(含ヒマ)		5,745	6,911		
	なす		3	0		
	ぶどう		0	0		
	ペボかぼちゃ		8	7		
メロン		0	0			
オーストラリア	オレンジ	昭和57年6月	7,225	8,918	低温処理	チチュウカイミバエ、クインランドミバエ
	レモン	平成4年5月	1,888	2,279		
	インペリアル	平成11年4月	139	19		
	エレンデール		0	0		
	マーコット		1,652	917		
	ミネオラ		0	0		
マンゴウ	平成6年11月	318	329	蒸熱処理		
タスマニア	りんご	平成10年12月	683	123	臭化メチルくん蒸	コドリンガ
フランス	りんご	平成9年9月	0	0	臭化メチルくん蒸 + 低温処理	チチュウカイミバエ、コドリン
チリ	さくらんぼ	平成13年10月	213	222	臭化メチルくん蒸	コドリンガ
アルゼンチン	オレンジ	平成15年4月	0	0	低温処理	チチュウカイミバエ
	グレープフルーツ		0	0		
	レモン		0	0		
ベルギー	トマト	平成15年12月	0	0	無発生施設認定	チチュウカイミバエ
	きゅうり		0	0		

注：現在、17か国(台湾を中国の1部地域としている)から、6品目が輸入解禁されている。

(表 - 15)

侵入警戒調査実施状況 (平成 15年度)

対象病害虫	トラップ(誘引剤)の種類	都道府県	植物防疫所	計
		生産地帯	主要海空港	
チチュウカイミバエ等	スタイナー型 (トリメドリア)	全都道府県	75所	725地点
		321地点	404地点	
ミカンコミバエ ウリミバエ クインスランドミバエ等	スタイナー型 (メチルオイゲノール キュウリア)	24都府県	75所	1,364地点
		985地点	379地点	
コドリンガ	粘着式 (コドレリア)	14道県	45所	170地点
		72地点	98地点	
シミアメリカミバエ メキシコミバエ カリブミバエ等	マクファイル型 (蛋白加水分解物)	-	36所	56地点
		-	56地点	
アリモドキゾウムシ	ロート型 粘着式 (スウィートビルア)	10県	33所	2,451地点
		2,385地点	66地点	
火傷病	巡回調査	16道府県	36所	206地点
		148地点	58地点	
スイカ果実汚斑細菌病	巡回調査	12道県	10所	157地点
		157地点		
カンキツグリーンング病	巡回調査	1県	2所	1,462地点
		1,462地点		
計		6,591地点		

(表 - 16) 国際貿易における木材こん包材の規制のための指針の概要

対象植物	針葉樹及び非針葉樹の生の木製こん包材
対象害虫	キクイムシ科、カミキリムシ科、マツノザイセンチュウ等
消毒処理基準	熱処理(芯材温度56以上で30分間以上) 臭化メチルくん蒸 防腐剤加圧注入
認証マーク	処理済みこん包材については、こん包材に認証マークを表示
登録番号	木材こん包材の生産者に対し、国家植物防疫機関(N P P O)が番号を指定する。

(表 - 17) 消毒処理方法別等の処理件数(平成15年)

消 毒			選 別	廃 棄	返 送	
くん蒸		その他				
臭化メチル	青酸	リン化				
38,988	31,303	180	2,409	2,882	5,717	767